

平成18年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

平成18年12月4日

午前10時20分 開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (14名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係長 峯川敏明

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西本喜一
企画財政課参事	野口英治	税務課長	藤原伸宏
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	植村俊彦	環境対策課長	植嶋滋継
住民課長	阪野輝男	都市建設部長	藤本宗司

建設課長	加藤保幸	観光産業課長	今西弘至
都市整備課長	藤川岳志	都市整備課参事	堤和雄
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	山崎善之
上下水道部長	池田善紀	下水道課長	谷口裕司

---

## 1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 都市基盤整備特別委員長報告について
- 日程 7. 議案第59号 斑鳩町の副町長の定数を定める条例について
- 日程 8. 議案第60号 法隆寺駅南北自由通路設置条例について
- 日程 9. 議案第61号 審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例について
- 日程10. 議案第62号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程11. 議案第63号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12. 議案第64号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程13. 議案第65号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程14. 議案第66号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程15. 議案第67号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16. 議案第68号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日程17. 議案第69号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

て

- 日程18. 議案第70号 斑鳩町学校施設整備計画審議会設置条例を廃止する条例  
について
- 日程19. 議案第71号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条  
例について
- 日程20. 議案第72号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につい  
て
- 日程21. 議案第73号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第4号)について
- 日程22. 議案第74号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第2号)について
- 日程23. 議案第75号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第  
2号)について
- 日程24. 議案第76号 平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)に  
ついて
- 日程25. 議案第77号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の  
締結について(その1)
- 日程26. 議案第78号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の  
締結について(その2)
- 日程27. 議案第79号 (仮称)総合福祉会館用地の取得について
- 日程28. 議案第80号 奈良県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程29. 議案第81号 奈良県市町村会館管理組合理約の変更について
- 日程30. 議案第82号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の変更  
について
- 日程31. 議案第83号 奈良県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程32. 議案第84号 王寺周辺広域市町村圏協議会規約の変更について
- 日程33. 議案第85号 西和衛生試験センター組合理約の変更について
- 日程34. 議案第86号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合理約の変更について
- 日程35. 議案第87号 西和消防組合理約の変更について
- 日程36. 議案第88号 老人福祉施設三室園組合理約の変更について

- 日程 37. 選挙第 1号 斑鳩町選挙管理委員会委員補充員の選挙について
- 日程 38. 承認第 8号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程 39. 承認第 9号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について）
- 日程 40. 同意第 6号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて
- 日程 41. 陳情第 5号 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求める陳情書について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前10時20分 開会)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。よって、これより、平成18年第5回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

まず、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成18年第5回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、おかげをもちまして各事業を円滑に推進させることが出来、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会は、斑鳩町の副町長の定数を定める条例についてなど33議案を提出させていただいております。また、斑鳩町選挙管理委員会委員補充員がすべてなくなったことに伴い、選挙第1号については、議長にお願い申し上げ、議会から提案していただくことになっております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

平成18年度も下半期の半ばに差しかかり、諸事業につきましても順調に進捗しており、これもひとえに議員皆様方のおかげでありまして、今後もより一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付をいたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、9番、浦野議員、10番、吉川議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしく願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から12月20日までの17日間と定め

ることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成18年第4回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについて審査結果の報告を求めます。3番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長(飯高昭二君) 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

9月定例会の後、閉会中の11月16日に建設水道常任委員会を開会し、継続審査事案をはじめその他の所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

まず初めに、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者側より報告を求めました。

その内容は、現在発注している公共下水道工事の進捗状況について、平成17年度から継続している龍田北汚水幹線第2工区工事については、現在、シールド掘進工法が進められており、進捗率70%、掘進機は、竜田神社前の人孔周辺のライナープレートに到達、機械を引き上げる準備に入っており、平成19年3月28日の完了を目指し順調に作業が進められている。

また、6月定例会において契約の議決をした第14工区-1工事、イツボ川沿いの町道403号線に本管理設のための推進工事が完了し、現在、東西からの本管を接続するための推進用立杭の築造工事が進められており、進捗率45%で、順調に作業が進められている。

次に、9月19日に入札を執行した興留9丁目地内第19工区-1工事については、JR法隆寺駅舎の建築工事との工程に関する打ち合わせ及び各交通機関との協議を終え現在地下埋設物の調査を進めている。

なお、岩瀬橋交差点から竜田川沿いに龍田西2丁目地内及び神南3丁目地内の2カ所で施工を予定されている工事については、去る11月8日に入札が執行され、予定価格が5,000万円を超えることから、12月定例会に工事請負契約の締結についての議案提出の報告がありました。

次に、公共下水道接続申請状況は、確認申請受付件数が1, 158件、検査済み件数が1, 092件、また融資あっせん利用件数が18件、浄化槽雨水貯留施設転用申請件数が11件となっている。

委員からは、地下埋設物調査と埋設管の施工について、事業認可区域及び供用開始接続可能戸数について、公共下水道の普及率の向上等について若干の質疑があり、理事者より答弁がありました。詳細は割愛させていただきます。

本件については、報告を受け、了承したということで終わりました。

次に、継続審査案件となっております(2)陳情第1号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その1)、(3)陳情第2号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その2)を一括議題とし、理事者より報告を求めました。

その内容は、計画地の所有権に関することについて、株式会社ダイワ・ファーストから9月22日付で東京都内に本店がある株式会社アゼルに所有権が移転。しかし、現在のところ、今後の事業展開については明確になっていない。また、地元に対しても新たに事業主から協議等の申し出がないとの報告がありました。

委員からは、マンション建設の申請も取り下げていないし、その後の進展もない。陳情を受けている委員会としてまだ答えを出せない状況にあることから、引き続き状況等を見守っていくということで、継続審査といたしました。

続いて、12月定例議会に提出が予定されている案件について、(1)平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、(2)平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)について、(3)平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)、(4)平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)、(5)町長専決処分について承認を求めることについて(平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について)、それぞれについて本定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けたところであります。

委員からは、公共下水道費補正後の年割額と工期について、厳正な低価格調査の実施について若干の質疑があり、理事者より答弁がありました。詳細は割愛させていただきます。

次に、各課報告事項として、(1)平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について、(2)審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例につ

いて、（３）審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する規則について  
（４）三代川改修に伴う軽便鉄道跡地の処分について、（５）産業フェスティバルにつ  
いて報告を受けました。

委員より、法隆寺駅周辺整備について、審議会等条例（要旨）の付則について、軽便  
鉄道の跡地等について質問がありました。詳細については割愛させていただきます。

また、その他については、三室山の下の６メートル道路に設置したポールについて、  
竜田川の改修で神南と覚書を交わした件について、県道大和高田斑鳩線の御幸大橋右折  
レーンの進捗等について質問がありました。

以上が、閉会中における審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議  
録に整理をさせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

また、閉会中における所管事務調査として、１０月３０日に滋賀県東近江市の「あい  
とうエコプラザ菜の花館」の菜の花プロジェクトについて、３１日には福井県大野市の  
観光協会の運営及びイベント等について先進地視察研修を実施いたしております。視察  
研修結果報告は、議長あてに提出をいたしておりますことを申し上げておきたいと思  
います。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありが  
うございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程４、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における厚生常任委員会の審査結果についての報告を求めます。１１番  
三木委員長。

○厚生常任委員長（三木誓士君） それでは、厚生常任委員会委員長報告を行います。

厚生常任委員会は、閉会中の１１月１７日（木曜日）、全委員出席のもと開会し、継  
続審査、１２月定例会提出予定議案、各課報告事項等について審議いたしましたので、  
審議の概要についてご報告申し上げます。

１、継続審査案件については、（１）（仮称）総合福祉会館整備計画についてであり  
ます。

担当課長より、事業認定申請を９月１日に行い、県の審査が終了したので、事業認定  
申請書及びその添付書類の写しを１１月２５日より２週間縦覧し、その後県へ縦覧終了  
報告、１２月中旬には事業認定、そして県広報で告示されると説明がありました。

また、プロポーザル方式による設計者の選定については、９月２４日開催のプロポー

ザル審査会において6業者のヒアリング等を行いながら審査をお願いし、設計者の選定を行い、株式会社安井建築設計事務所に決定、10月12日には当委員会懇談会を持ち意見交換、11月1日には利用者団体とのヒアリング、11月11日には地元小吉田自治会への説明会を開催したとの説明を受けました。

また、利用者団体とのヒアリングにおける意見内容等の説明があり、これらの意見等を参考にしながら12月初旬ぐらいには設計をまとめ、18年度末には工事入札の予定で、19年度着工に向け進んでいきたい。このことから、12月定例会での一般会計補正予算において建設工事入札に必要な債務負担行為補正をお願いする予定との説明を受けました。

委員より、①委員会として要望書を出したが、どのように取り上げてくれたのか説明してほしい。②喫茶コーナーが広過ぎるのではないか、足湯は入っているのか。③地域生活支援センターを設置していくが、その考え方について聞かせてほしい。④リハビリプールについてはどのように考えているのか。⑤喫煙場所の確保はしてあるのか等の質問がありましたが、理事者より一定の答弁がなされている。

次に、2、12月定例議会提出予定議案について。

(1) 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、理事者より、現在の国保財政は非常に厳しい状況にある。斑鳩町では、平成8年度より税率を据え置っており、保険給付による支出に対し国保税収入ではそれを埋めることが出来ない。構造的な財政赤字という状況に至っており、国保運営協議会においても検討を願い、税率改正についての答申をもらった。これに基づいて国民健康保険税条例の改正をお願いしたい等の説明があり、委員より、100万、200万円の所得の方の値上がり数字が欲しい等の意見がありましたが、理事者より一定の答弁をされている。

次に、(2) 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、理事者より、人事異動に伴う減額、一般会計繰入金の減額補正等一定の説明がありました。委員より特段の質問はありませんでした。

次に、(3) 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について理事者より、職員の人件費所要額の補正で、主たるものは扶養手当の増、通勤手当の増額補正の説明がありました。委員より質問はありませんでした。

次に、(4) (仮称)総合福祉会館用地の取得について、理事者より、北側の用地の購入を今年度中に行うこととしている。その内容は、斑鳩町小吉田1丁目284番1ほ

か6筆、地積は6,762平方メートル、取得価格は2億131万8,000円、契約の相手の方は7名との説明を受けました。委員より、地図と番号を説明してほしいとの意見があり、理事者より一定の答弁を受けました。

次に、(5) 奈良県後期高齢者医療広域連合の設立について、高齢者の医療確保に関する法律の規定に基づき、平成20年度から施行される後期高齢者医療を運営する広域連合を設置するための規約で、75歳以上の高齢者が加入する新たな医療制度で、これを都道府県単位で全市町村が加入する広域連合を設け行うこととしている。9月から設立準備委員会を設置し協議をしてきた。今回、広域連合規約案が準備委員会です承されたことを受け12月議会での議決をお願いしたいと考えているとし、規約内容等の説明を受けた。委員より質問はありませんでした。

次に、(6) 西和衛生試験センター組合規約の変更について、(7) 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について、(8) 老人福祉施設三室園組合規約の変更については、地方自治法の一部改正に伴う規約改正で、理事者より一括説明を受けました委員より質問はありませんでした。

次に、(9) 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について)は、住民基本台帳法の一部を改正する法律公布に伴い閲覧手数料等について条例改正を行うものであるとの理事者より説明がありました。委員より質問はありませんでした。

次に、3、各課報告事項についてですが、(1) 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてのうち厚生常任委員会所管に属するものについて、(2) 審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例について、(3) 審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則については、理事者より一定の説明を受けました。委員より質問はありませんでした。

(4) 斑鳩町健康づくり推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱について、理事者より一定の説明を受け、委員より、附属機関の中での整理はどうなっているか、報償費については今どうなっているか等の質問があり、理事者より一定の説明を受けました。

次に、(5) 自立支援法に基づく要綱等については、理事者より、地域生活支援事業については、市町村が実施していく事業であること、また障害者の方が従来どおりサービスが受けられるよう各事業を実施していきたい、出来るだけ早急に要綱を作成し利用者サービスが受けられるようにしていきたいとの説明がありました。委員より、10月

1日からやっている制度で、問い合わせしてほしいと言ってきた。11月委員会時にもまだ間に合っていない。早急に取りまとめてほしい等の意見があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、4、その他について。委員より、社会福祉協議会のメンバー規定はどうなっているのか、法務局跡地は展示室だけにするのか、11月6日取り壊した厚生年金いかるが荘跡地について、高齢者肺炎、ワクチンについて等の質問があり、理事者より一定の答弁がなされています。

以上が閉会中の厚生常任委員会の審議の概要であります。詳細は会議録に整理いたしておりますので、よろしく願いいたします。

また、閉会中における所管事務調査として、10月17日に愛知県豊橋市総合福祉会館の管理運営について、18日には長野県下條村の総合福祉会館の管理運営について先進地視察研修を実施いたしております。視察研修結果報告は議長あてに提出をいたしておりますことを申し上げておきたいと思っております。

以上、厚生常任委員会委員長報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における総務常任委員会の審査結果についての報告を求めます。8番、坂口委員長。

○総務常任委員長（坂口 徹君） それでは、総務常任委員長報告をさせていただきます。

11月27日、総務常任委員会を開会し、閉会中における継続審査案件及び当委員会所管に係る事案について審査を行いましたので、その概要について報告をさせていただきます。

まず、継続審査案件の「斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて」であります。

まず、史跡藤ノ木古墳について、去る11月6日に史跡藤ノ木古墳整備工事の起工式を執り行い、現在、準備工、史跡地外周の構造物及び墳丘盛土に着手しているところであります。

次に、史跡中宮寺跡の整備について、去る10月16日に第1回整備検討委員会を開催し、現地視察を行うと共に、平成19年度からの整備に伴う発掘調査計画案を検討いただきました。また、本年度、残り1件1,318平方メートルの買収により史跡地全体の公有化が完了する見込みであります。

次に、安田家古文書の整備状況についてで、本年度国の補助事業になったことから、3年計画で整理を進めていきたい。調査完了後の平成20年度に調査成果の報告書を刊行する計画であります。また、現在、保管されていた箱ごとに、古文書の内容と点数を把握するため資料調査カードの作成作業を行っているところであります。

委員より、中宮寺跡の残り1件の公有化については、本年度中なのか本年中なのかという質問があり、本年中であると答弁がありました。

以上、継続審査案件については、説明を受け審査を終えました。

次に、その他の審査事項で審査に入る前に委員より、資料の事前配付について、委員会審査のあり方について意見がありました。

続いて、12月定例会への付議予定議案について。①斑鳩町の副町長の定数を定める条例について、②審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例について、③固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、④特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、⑤斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、⑥特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、⑦教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、⑧斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、⑨斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、⑩斑鳩町学校施設整備計画審議会設置条例を廃止する条例について、⑪斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、⑫平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について、⑬奈良県市町村会館管理組合規約の変更について、⑭奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について、⑮奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について、⑯王寺周辺広域市町村圏協議会規約の変更について、⑰西和消防組合規約の変更について、以上が12月定例会に提出予定で、あらかじめ説明を受けたところであります。

委員より、副町長について、助役と副町長の職責はどのように違うのか、助役を副町長に置き換えるという関係について規程が必要になるのではないかと。附属機関等の見直しについて、組織の関係、委員数の関係、報酬の関係など資料整理が出来ていない、資料整理の仕方について注文しているのに聞いてくれない、国民保護協議会と防災会議を一緒にすることについて検討をしたのか、社会教育委員を減らして支障はないのか非常勤の特別職の報酬について、委員数の削減、報酬の削減によって報酬はどのくらい

削減出来るのか。特別職報酬等審議会条例について、答申書に書かれている収入役の取り扱いについて正しい記載の仕方ではないのではないのか。常勤の特別職の給与について退職金はどのくらいになるのか。町税条例について、吏員と職員は名前が変わっただけなのか。学校施設整備計画審議会設置条例の廃止について、所期の目的とは何か、学校を分けるとか校舎をつくるために設置された委員会であるのか、所期の目的を達成されて廃止するというのであれば、もう少し早い時期でよかったのではないかなど、各案件につきまして質疑があり、それぞれ答弁されております。

次に、各課報告事項についてであります。

(1) 審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則について。第1条関係の斑鳩町生活安全推進協議会規則の一部改正については、委員数を15名以内から10名以内とすると共に、町職員を選出基準から除くものであります。また、「識見を有する者」と用語を統一するものであります。第4条関係の斑鳩町名誉町民条例施行規則の一部改正については、町職員を委員の選出基準から除くと共に、用語の統一を行うものであるとのことです。

(2) 審議会等附属機関等の見直しに係る関係教育委員会規則の整備に関する規則について。第1条関係の斑鳩町心身障害児童生徒就学指導委員会規則の一部改正については、委員の定数を20名以内から10名以内とすると共に、用語の統一を行うものである。また、就学指導委員会の役割が、これまでの障害児だけでなく発達障害を有する子どもたちへの就学指導も含まれることから、委員会の名称を「斑鳩町特別支援就学指導委員会」に変更するものであります。第2条関係の史跡藤ノ木古墳整備検討委員会規則の一部改正については、委員の定数を12名以内から10名以内とするものであります。第3条関係の斑鳩町体育指導委員会の服務に関する規則の一部改正については委員の定数を15名から10名以内とするものであります。第4条関係の斑鳩町立学校の体育施設開放に関する規則の一部改正については、学校施設の利用方法等の秩序が確立されスムーズに利用されていることから、当委員会を廃止するものであります。第5条関係の斑鳩町生涯学習推進協議会に関する規則の一部改正については、委員の定数を若干名から10名以内とすると共に、町職員を委員の選出基準から除くものであると報告がありました。委員より、特別支援学校の小学部、中学部というのはどういうものなのか、委員数を減らして大丈夫なのかなどの質疑があり、それぞれ答弁されております。

次に、（３）斑鳩町学校施設整備計画審議会規則を廃止する規則について。条例を廃止したことにより、本規則を廃止するものであるとのことです。

（４）斑鳩町明るい選挙推進協議会規程の一部を改正する規程について。委員の定数を１５名程度から１０名以内とすると共に、用語の統一を行うものであるとのことです。

（５）斑鳩町監査規程について。現行の監査規程では、監査委員と外部監査人との関係に関する規定がないことから、斑鳩町監査規程を全部改正するものであるとのことです。委員より、会計管理者を収入役と読み替えているが、会計管理者に変わったからやろうとするのでは、先走ってやっているように思う。公布の日についてなど質疑があり、それぞれ答弁されております。

（６）職員採用試験の実施結果について。第一次試験の合格者は、大卒４名、短大卒４名の８名であり、９月２４日に二次試験を実施しましたが、１名が辞退、１名が欠席で６名が受験しました。結果、３名を合格とし、また今回は補欠を２名設けました。その後１名から辞退の申し出があり、補欠者を合格としましたとのことであります。

（７）国民保護計画について。１０月３日、第１回の国民保護協議会を開催し、斑鳩町国民保護計画案の作成に係る町の基本的な考え方を説明し、ご理解をいただきました。次に、この基本的な考え方に基づいて作成した斑鳩町国民保護計画について、県との事前協議を経て１１月２２日の第２回協議会において諮問いたしました。また、住民に対しての意見公募を１２月７日から１２月２６日まで実施し、この計画に対しての意見をいただき、次回の協議会で報告をさせていただきたいとのことであります。委員より、町の特色を盛り込んだ計画にするにはどうすればいいのか、保護するような事態が発生してから対応することに重点を置くのか、そういうことが起きないように考えていくのかによって対応が違ってくるように思うなど質疑があり、それぞれ答弁されております。

（８）斑鳩町いきいきの里債について。今回も応募者が多数となったことから、９月２７日に抽選を行い、当選者１１１名に対して１１月２日発行をいたしました。なお、利率は１．１９％であるとのことであります。

（９）事業所における男女共同参画推進状況調査の結果について。企業において具体的にどのような取り組みが行われているのかを調査すると共に、事業主みずから自己点検していただくことを目的にアンケート調査を実施いたしました。その結果の分析として、女性の正規従業者が男性に比べて半数程度であること、管理職では圧倒的に男性が多いということ、育児休業制度の利用については男性の取得者がまだまだ少ないことな

ど、あらゆる分野での男女共同参画をより一層進めていかなければならないと考えておりますとのことです。委員より、町内業者について、どの部分が一番多いのか、無回答が多い部分での啓発に努めてほしいなど質疑があり、それぞれ答弁されております。

(10) 官学連携について。前回の委員会で、文化財という個別の分野での連携協力の協定ということで説明しておりましたが、奈良大学の方から、個別分野での協定は制度的に困難であるとの申し入れがあったことから、包括的な連携協力の協定ということで合意を得ました。斑鳩・法隆寺国際高校では、個別の分野でも問題ないとのことです。また、協定書の調印方法について、当初三者で調印を予定しておりましたが、当町と奈良大学、当町と斑鳩・法隆寺国際高校と個別になりますとのことです。委員より、この連携によって、奈良大学、斑鳩・法隆寺国際高校にとって、町と連携してよかったと思われるよう期待しておりますなど意見がありました。

その他の報告で、来年の2月12日から2月18日まで知床物産展を予定している。これは、お互いに世界遺産があることから協力をしたいとの報告がありました。

また、閉会中における所管事務調査として、10月12日に愛知県犬山市において広報作成のNPO法人への委託について、13日には岐阜県笠松町において行財政改革について先進地視察研修を実施いたしております。視察研修結果の報告は議長あてに提出いたしておりますことを申し上げておきたいと思っております。

以上が、閉会中における総務常任委員会の審査事項についての概要報告であります。なお、詳細につきましては、会議録に整理いたしておりますので、ご一読いただければと思っております。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程6、都市基盤整備特別委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における都市基盤整備特別委員会の審査結果についての報告を求めます。1番、嶋田委員長。

○都市基盤整備特別委員長（嶋田善行君） 都市基盤整備特別委員会の報告をさせていただきます。

去る11月6日委員会を開催いたしました。

都市計画道路の整備促進に関することについて。

1、いかるがパークウェイについて。理事者より、前回委員会後約200平方メートルの用地契約がなされ、用地取得率は約97%となった。竜田川に架かる橋梁工事は、

施工方法の再検討により年度内着工は難しい状況である。また、竜田川より西側へ事業を展開することが国の基本姿勢であるが、国道25号線三室交差点から王寺町までの都市計画変更の予備設計業務が発注されており、三室交差点付近で25号線とパークウェイとの接続部分の取り合いに影響が出る可能性もある。小吉田モデル区間から県道大和高田斑鳩線までの区間については、予備設計業務が発注されたとの説明がありました。

委員より、竜田川に架かるパークウェイの橋梁について、詳細設計はいつごろ出来るのか。未取得用地の面積及び地権者数、取得時期について。また、稲葉車瀬地区やそれから西側の地元自治会へ足しげく通って詳しく説明をし、理解を求めるよう最大限の努力をしてほしいとの質問や要望がなされました。

続いて、2、法隆寺線についてであります。理事者より、用地取得については、前委員会より進捗がなく、今後も各地権者からの諸条件を可能な限り整理し、理解、協力を求めていきたい。取得地の発掘調査の結果は、特別な遺構は出土しなかったとの報告を受けました。

3、その他の路線については、特段説明することがないとのことで、委員より、三室交差点から王寺方面にかけて都市計画道路18メートルから25メートルに変更されると聞いているが、5階建てマンション建設の計画が進められている状態である。町として、計画者に都計変更を伝え、変更後の形態によるマンション構想を話し合うべきだと思うが、町の考え方は。都市計画道路の変更の予備設計がなされているのであれば、なぜその報告を委員会でないのかとの質問が出されました。このことについては、パークウェイのところで報告はあったものの、その他の路線についての中でも改めて報告してもらったと、委員長として委員会の進め方に反省すべき点があったと感じています。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについてであります。

理事者より、駅橋上化工事が平成19年3月完成予定で進捗していることから、設置及び管理についての法隆寺駅南北自由通路条例案を策定中であり、12月定例会に提出予定とのこと。また、法隆寺駅周辺整備に関し、歳入として、交通安全施設等整備事業補助金の要望額を上回っての配分があり、625万円の増額補正。歳出として、工事費及び工事に必要な用地を取得するため、工事請負費502万円、公有財産購入費680万円の計1,182万円の増額補正との説明。次に、本年度工事を予定していた4-1号線の用地交渉がまだJR側と協議中であり、年度内着工が出来ないため、JR法隆寺

駅周辺整備事業費の一部を繰り越したいとの説明がありました。工事の現況については10月末現在の全体の進捗率は約49%で、現在駅舎側の建築工事に着手しているとの報告がなされました。

委員より、屋根の意匠に関し、軒の紋、釣り金具、軒樋、隅棟の鬼瓦等についての打ち合わせ状況など、また入母屋の形態についてなどの質問、意見がなされ、理事者よりそれぞれに対し答弁がなされました。

以上が、閉会中における当委員会の概要報告であります。詳細につきましては、会議録をご一読いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程7、議案第59号 斑鳩町の副町長の定数を定める条例について、日程8、議案第60号 法隆寺駅南北自由通路設置条例について、日程9、議案第61号 審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例について、日程10、議案第62号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、日程11、議案第63号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程12、議案第64号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、日程13、議案第65号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程14、議案第66号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、日程15、議案第67号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程16、議案第68号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、日程17、議案第69号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程18、議案第70号 斑鳩町学校施設整備計画審議会設置条例を廃止する条例について、日程19、議案第71号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程20、議案第72号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について、日程21、議案第73号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、日程22、議案第74号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、日程23、議案第75号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程24、議案第76号 平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）について、日程25、議案第77号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結につい

て（その１）、日程２６、議案第７８号 平成１８年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その２）、日程２７、議案第７９号（仮称）総合福祉会館用地の取得について、日程２８、議案第８０号 奈良県後期高齢者医療広域連合の設立について、日程２９、議案第８１号 奈良県市町村会館管理組合理約の変更について、日程３０、議案第８２号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の変更について、日程３１、議案第８３号 奈良県市町村職員退職手当組合理約の変更について、日程３２、議案第８４号 王寺周辺広域市町村圏協議会規約の変更について、日程３３、議案第８５号 西和衛生試験センター組合理約の変更について、日程３４、議案第８６号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合理約の変更について、日程３５、議案第８７号 西和消防組合理約の変更について、日程３６、議案第８８号 老人福祉施設三室園組合理約の変更について、日程３７、選挙第１号 斑鳩町選挙管理委員会委員補充員の選挙について、日程３８、承認第８号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成１８年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について）、日程３９、承認第９号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について）、日程４０、同意第６号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて、日程４１、陳情第５号 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求める陳情書について、以上３５議案を一括上程いたします。

これより、本定例会に町長から付議されました議案について総括提案説明を求めます。  
小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要を説明いたします前に、少しお時間をいただき、現在、町が進めております事業につきまして、その考え方なり、現在の状況等をご説明申し上げ、議員皆様方のご理解とご協力を賜りたいと思います。

はじめに、（仮称）総合福祉会館の整備につきましては、斑鳩町の福祉・保健の拠点施設として、保健センター機能も併設し、介護予防事業、子育て支援、障害者の社会参加促進の強化など、特定の方だけの利用施設ではなく、広く町民に開かれた総合的なサービスが実施できる施設としての整備を計画しております。すべての町民が施設を利用することにより、心も体もリフレッシュしたり、自分の健康を見直したり、また福祉や健康について学んだりできる多様な機能を備えた施設としての整備を目指しております。

事業用地につきましては、小吉田1丁目地内におきまして、地権者の皆様のご協力を得ることができ、南側を除き、北側の用地の購入を今年度中に行うこととしておりまして用地の取得についての議案を本定例会に上程しておりますので、議員皆様方のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、残りの南側につきましては、平成19年度において購入することとしております。

また、プロポーザル方式による設計者の選定につきましては、9月24日に開催されましたプロポーザル審査委員会において、6業者からヒアリング等による設計者の選定が行われ、その結果(株)安井建築設計事務所に決定しております。現在、整備基本計画をもとに、厚生常任委員会、利用者団体、そして地元からいただきましたご意見等を検討しながら基本設計の作成を行っているところでありまして、その後、実施設計の作成へと進めることとしております。

建設工事につきましては、今年度末に建設工事の入札を予定しており、平成19年度からの建設工事着工に向け、取り組んでいるところであります。

このため、建設工事の入札に必要な額14億3,500万円を限度額として債務負担行為の設定を本定例会にお願いしております。

今後も本事業の進捗状況につきましては、議会にもご報告申し上げ、また、ご相談もさせていただきながら、より良い施設の建設に取り組んでまいりたいと考えておりますので、併せてご理解とご協力をお願いいたします。

次に、いかるがパークウェイの整備促進についてであります。

現在、稲葉車瀬区間において、引き続き用地の取得が進められているところであり、その用地の取得率は当区間の面積の約97%となっております。

その他残っている用地につきましても、国との連携を図りながら早期に取得できるよう地元調整に努めております。

また、国におかれては、詳細設計を順次実施される一方で、埋蔵文化財の調査にも着手されることになっており、早期の工事着手に向け、鋭意取り組んでいただいているところであります。

さらに、稲葉車瀬区間の進捗に伴い、国では他区間への延伸についても取り組みをいただいております。竜田川から西方面への事業展開を基本に見据えて、まずは国道25号の三室交差点から王寺町までの都市計画の変更のための予備設計業務が実施されていると

ころであり、竜田川から西方面につきましても、早期に事業着手できるよう稲葉車瀬区間の進捗とともに検討作業が進められているところでもあります。また、小吉田モデル区間から県道大和高田斑鳩線までの間につきましても、地元との設計協議を行うための予備設計業務が発注されました。このことから、地元水利組合等の関係者の立会いのもとに用排水路の現状把握を行い予備設計業務に反映し、早期に設計をまとめていただけるよう、国に要請を行ってきたところ、この度その用排水計画の案ができあがりまして、地元関係者と用排水の協議を現在進めている段階となっております。このことを踏まえて設計の取りまとめをいただくことになっており、できるだけ早い時期に地権者や地元関係者と道路計画の協議を進められるよう国と調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業についてであります。

まず、駅舎橋上化事業の建築工事の関係につきましても、11月末現在におきまして駅舎橋上化工事全体の進捗率で約60%となっております。9月2日から既設の駅跨線橋にかわりまして駅利用者のための跨線橋として自由通路の一部を仮使用いたしてございまして、その後、駅舎建築位置にあります既設跨線橋の撤去工事などが行われ、駅舎側の建築工事に着手いたしました。現在は基礎工事も終わり、駅舎の鉄骨工事が進められており、平成19年3月の完成に向け、順調に工事が進捗しているところでもあります。

次に、駅周辺の道路計画の取組み状況であります。

駅南口へのアクセス道路整備に向け、土地の筆界を明らかにするための立会等による成果もまとまりまして、関係者の確認印の受領作業を進めているところでもあります。

また、駅北口から踏切方面への道路計画では、JR所有地の取得に向け、現在交渉を進めており、早期に取得を行ってまいりたいと考えております。

他の路線につきましても関係者各位のご理解、ご協力を得て、できるだけ早く各路線が整備できますよう、なお一層、努力してまいりたいと考えております。

次に、公共下水道の整備についてであります。

まず、供用開始区域内の公共下水道への接続の状況であります。11月下旬で約1160件の接続申請があり、そのうち約1,100件の家庭で公共下水道をご利用いただいております。

これからも、公共下水道の利用促進を図るため、より一層の啓発活動に努めてまいります。

次に、本年度の整備の状況であります。

まず、昨年度からの継続事業であります龍田北汚水幹線2工区工事につきましては、11月中旬にシールド機械が既設人孔に到達し、現在、管内の設備及び機械類の撤去作業を進めております。

また、本年度、計画しております並松、五百井地区等での面的整備の工事につきましてはすべて発注を終え、年度内の竣工を目指し順調に工事が進められております。

なお、本定例会に工事請負契約の締結に係ります議案第77号、議案第78号を上程させていただいておりますが、地元の皆様方のご理解とご協力を得ながら順調に工事が進められるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、斑鳩町小中連携教育の取組みについてであります。

「生き方学習」、「英会話学習」、「交流」の3分野の内容で各小・中学校において取り組んでおります。

まず、「生き方学習」では、生命尊重、人権尊重の精神を養うとともに、地域を大切にす心等、道徳的価値の自覚を深め、郷土「斑鳩」への誇りや愛情をはぐくむ取組みを進めております。今回その一環として平成18年度及び平成19年度の2カ年において、奈良県の研究指定を受けまして「豊かな心を育てる地域推進事業」を、学校の道徳教育を中核に、幅広い教育活動を推進する実践を進めております。

次に、「英会話学習」では、小中一貫したカリキュラムを作成し、英語に慣れ親しむことをねらいとして外国人講師を招き、小学校、中学校とも各学年、各クラスにおいて一週のうち最低5時間を統一した指導案による英会話の授業を行っております。

次に、「交流学習」では、小学校、中学校という校種の違いから生じる児童の心理的負担を軽減し、学習面、生活面のギャップの改善を図り、小学校から中学校へのスムーズな移行ができるよう、昨年度に引き続き「ようこそせんばい」というタイトルで中学1年生の生徒による母校訪問と学校紹介を行い、小学校及び中学校の児童生徒の交流活動を実施しております。また、教師間交流として、授業参観での参観交流も行っているところであります。

次に、官学連携についてであります。

奈良大学及び斑鳩・法隆寺国際高校とは、これまでに教育、文化、産業等のまちづくり分野における連携協力についての協議を進めてまいりました。

このほど、奈良大学とは包括的な連携協力、また斑鳩・法隆寺国際高校とは文化財分

野での人材育成についての連携協力として協議が整ったところであります。つきましては、協定書への調印式を、平成19年2月12日の町制60周年記念式典にあわせて執り行う予定で進めております。

次に、史跡藤ノ木古墳の整備についてであります。

昭和60年の第1次発掘調査以来21年目に、私たちの切なる願いでありました公開に向けた整備工事に着工しました。これも、議会はもとより、地権者をはじめとする関係各位の思いが結実したものと、改めて感謝する次第であります。

また、去る11月6日に起工式を執り行いましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席いただきありがとうございました。整備工事の端緒についたところでございますが、一日も早い竣工に向け鋭意努力してまいる所存であります。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてであります。

平成18年度に史跡地全域の公有化が完了予定でありますことから、平成19年度から整備に向けた発掘調査を実施してまいりたいと考えております。このため、10月16日に第1回史跡中宮寺跡整備検討委員会を開催し、発掘調査計画について、ご検討いただいたところであります。整備に伴う発掘調査につきましては、平成19年度から3年計画で実施してまいりたいと考えております。

次に、斑鳩町財政健全化計画についてであります。

現在、策定に向けて作成中ではありますが、国の三位一体改革が進んできているなか、地方財政にかなり大きな影響を及ぼしてきているところであり、当町も本年度予算におきまして、普通交付税が3億円あまり減額になり、また、大型事業の進捗にあわせまして、すでに基金からの繰入れも行うなど、非常に厳しい財政運営を強いられているところであります。

さらに、国においては、平成19年度において、大幅な地方交付税制度の改革を検討されているところでありますが、その具体的な内容はまだ示されておらず、現時点では町政運営の基盤となる地方交付税の動向が不安定であります。このことから、財政健全化計画の策定につきましては、この制度改革を見極めてから最終の策定をしたいと考えているところであり、もう少しお時間をいただきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成19年度の予算編成につきましては、このような非常に厳しい財政状況の中ではありますが、今、この時期に対応しなければならない課題に果敢に取り組むとと

もに、財政健全化に向けた取り組みを反映した予算編成としてまいりますので、重ねましてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、来年は、町民皆様方をはじめ議員皆様方の町政発展への日々たゆまないご努力のお蔭をもちまして、町制施行60周年の節目の年を迎えることとなります。

そのため、町制60周年を一つの区切りとしまして、今日までの町の歩みを振り返りまた今後の新たなまちづくりに資することとして、町制60周年記念事業を展開してまいりたいと考えております。

まず、記念式典を来年2月12日にいかるがホールで執り行いたいと考えております。

また、1月1日から1年間、現行の各種イベントを60周年記念の冠事業として展開してまいりたいと考えており、1月5日の斑鳩町消防団出初式におけるカラー放水をはじめ、2月11日のいかるがの里・法隆寺マラソンでは、聖徳太子マラソンと銘打って南大門前をスタート・ゴール地点とするなど、基本的にはあまり費用をかけずに趣向を凝らしながら実施してまいりたいと考えております。

それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第59号 斑鳩町の副町長の定数を定める条例についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、改正後の地方自治法第161条第2項の規定により、副町長の定数は条例で定めることとされたことから、本条例を制定するものであります。

次に、議案第60号 法隆寺駅南北自由通路設置条例についてであります。

JR法隆寺駅橋上化事業において整備を進めている「法隆寺駅南北自由通路」が平成19年3月から供用を開始する予定となっており、供用開始後は、当該施設については公の施設として町において管理することとなるため、地方自治法第244条の2第1項の規定により、その設置及び管理に関する事項を規定するものであります。

次に、議案第61号 審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についてであります。

斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱の規定に基づきまして、審議会等附属機関等の組織及び運営等について見直しを行うものであります。

また、当該審議会等附属機関等の審議案件等に関し、広く高い識見を有する分野から

の委員の選任基準についての用語を統一するものであります。

次に、議案第62号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

固定資産評価審査委員会における委員長につきましては、当条例で、任期は1年として規定していることから、委員長を選挙するため、毎年、固定資産評価審査委員会を開催しているところでありますが、より適正な委員会の開催を行うこととするため、また引き続き委員長となることによる経験を生かし、委員会の円滑な運営が図られることを期待し、委員長の任期に関する規定を廃止するものであり、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第63号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成18年6月30日に議会議員の報酬並びに町長などの給料の適正な額及び実施時期について、斑鳩町特別職報酬等審議会へ諮問を行い、10月23日に答申をいただきました。

この答申に基づきまして、町議会議員の報酬額について改正を行うものであります。今回はその他の非常勤の特別職の報酬につきましても、適正な額及び実施時期についてこの諮問に合わせてご審議をいただき、10月23日の答申に合わせて、報告をいただきました。

この報告に基づき、町におきまして近隣町及び奈良県内の市町村の状況等を勘案し、その内容、従事日数等を考慮するなかで、検討した結果といたしまして、その他の非常勤の特別職の報酬についても改正を行うものであります。

なお、施行は平成19年4月1日からとしておりまして、平成18年4月1日から当分の間として講じておりました、報酬月額を支給の特例措置を、平成19年3月31日をもって終了するものであります。

次に、議案第64号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてであります。

先程も申し上げましたように、地方自治法の一部改正により、平成19年4月1日から助役が副町長に改められたこと及び収入役の廃止に伴い、当条例において、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第65号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部

を改正する条例についてであります。

前の議案と同様、地方自治法の一部改正によりまして、助役が副町長に改められたこと及び収入役の廃止、並びに斑鳩町特別職報酬等審議会の答申に基づく町長及び助役（改正後は副町長）の給料月額の変更に伴い、当条例において、所要の改正を行うものであります。

なお、施行は平成19年4月1日からとしておりまして、平成17年4月1日から当分の間、及び平成18年4月1日から当分の間として講じておりました給与月額の特例措置を、平成19年3月31日をもって終了するものであります。

次に、議案第66号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

教育長の給料月額につきまして、特別職の職員で常勤のものの変更に準じて改定するため、所要の改正を行うものであります。なお、町長及び助役同様、施行は平成19年4月1日からとしておりまして、平成17年4月1日から当分の間、及び平成18年4月1日から当分の間として講じておりました給料月額の特例措置を平成19年3月31日をもって終了するものであります。

次に、議案第67号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本年8月8日に平成18年度の家計公務員の変更に係る人事院勧告が行われ、10月17日には家計公務員の変更に係るこの勧告どおりに実施する旨の閣議決定がされ、家計公務員の変更に係る法律が、平成19年4月1日から施行することとされたところであります。

このことから、当町職員の給与改定も、家計公務員の変更に準じて行い、このことに伴う所要の改正を行うものであります。

次に、議案第68号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法の一部改正により、吏員制度が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第69号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

当町の国民健康保険事業は、昨今の経済情勢を反映し、被保険者の増加に伴い、その保険給付は年々増加しております。そのため、給付と税収入との均衡が図れないことに

より、構造的な赤字の累積額が3億円を超えるという極めて憂慮すべき状況であることから、税率の改定について所要の改正を行うものであります。

今回の税率の改正にあたりましては、斑鳩町国民健康保険運営協議会にお諮りいたしておりましたが、当協議会の審議におきましては、単年度収支の均衡を図り、多額の累積赤字を解消しようとするれば、大幅な税率の改定が必要となり、このことは被保険者に急激な負担増を強いることになり、ひいては納税意欲を喪失させかねないということについても考慮が必要などとの意見がありました。その趣旨踏まえまして、平成19年度以降における単年度収支において、その赤字額が現在以上に増嵩することのない範囲での税率の改定とするものであります。

次に、議案第70号 斑鳩町学校施設整備計画審議会設置条例を廃止する条例についてであります。

斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱の規定に基づきまして、審議会等附属機関等の組織及び運営等について見直しをするなかで、斑鳩町学校施設整備計画審議会については所期の目的を達成したという判断から、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第71号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年9月26日に施行されたことによりまして、この改正に基づき、当町の非常勤消防団員等に対する損害補償に対し、機動的かつ的確に対応するため、障害等級ごとの障害について規則で定める等の改正を行うものであります。

次に、議案第72号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今年度は、当初予算におきまして、JR法隆寺駅駅舎の改築と周辺整備等の重要課題への対応をはじめ、「人にやさしいまち・斑鳩」の実現に向け、積極的な予算編成を行い、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところであります。

こうした中、今回の補正予算につきましても、本年度の普通交付税が減額となるなど厳しい財政事情のなかではありますが、（仮称）総合福祉会館等の整備など、今、この時期に対応しなければならない課題に果敢に取り組むとともに、「人にやさしいまち・斑鳩」の着実な推進を図るため、早急に予算措置を講じる必要があるものにつきまして予算を編成したところであります。

以下、その概要につきまして、ご説明申し上げます。

補正の内容といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,645万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ89億124万8,000円とするものであります。

補正の主な内容であります。はじめに、歳入の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

第1款町税では、第2項固定資産税で、地価の下落による税収への影響が当初見込みより小さかったこと等により、3,000万円の増額を行うものであります。また、第5項都市計画税でも、同様の理由等により、310万円の増額を行うものであります。

次に、第14款国庫支出金では、第1項国庫負担金で、広域入所に係る園児数の増加に伴う所要額の増加及び児童手当の支給額の減少により、第1目民生費国庫負担金で差引き146万2,000円の減額、また、第2項国庫補助金で、交通安全施設等整備事業費補助金について、国庫補助金の補助要望を行ってきたところ、国より追加配分が得られたことから、第3目土木費国庫補助金625万円の増額をお願いしております。

さらには、本年度において作成する洪水ハザードマップに対して、国より交付決定があったことから、第5目消防費国庫補助金30万円の追加をお願いしております。

次に、第15款県支出金では、第1項県負担金で、民生費国庫負担金と同様の事由により、第2目民生費県負担金20万円の減額、また、第2項県補助金で、消防費国庫補助金と同様の事由により、第7目消防費県補助金30万円の追加をお願いしております。

次に、第16款財産収入では、県の三代川小規模河川改修事業に伴う用地買収及び普通財産売払申請があったことから、496万円の追加をお願いしております。

次に、第17款寄附金では、文化振興基金及び藤ノ木古墳整備基金への寄附があったことから、11万1,000円の増額等を行うものであります。

最後に、第21款町債では、第1項町債、第3目土木債で、土木費国庫補助金で申し上げましたように、JR法隆寺駅周辺整備事業について追加配分がありましたことにより、310万円の増額をお願いしております。

続きまして、歳出の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算では、本年4月に実施しました人事異動、その後、生じた職員の退職等に伴う職員の人件費をはじめ、昨年の人事院勧告による給与制度改革に伴う給与条例改正により、職員給与の引下げを行いましたことから、その精算を行うための人件

費の補正も計上しており、それぞれの費目において補正させていただいております。

人件費以外の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

第2款総務費の第1項総務管理費のうち、第1目一般管理費では、職員の産休等に係る臨時職員の雇用が当初見込みを上回ることから、臨時職員賃金等で263万5,000円の増額をお願いしております。

また、第5目財産管理費では、普通財産売払収入を財政調整基金に積み立てるため、積立金496万円を増額するとともに、第6目企画費では、文化振興のためにいただいた寄附金を文化振興基金に積み立てるため、寄附金10万8,000円を追加させていただいております。

第3款民生費の第1項社会福祉費のうち、第1目社会福祉総務費では、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴いまして、国保職員給与費等繰出金95万6,000円の減額をお願いしております。

第3目老人福祉費では、後期高齢者医療制度の施行にむけて、広域連合設立準備委員会負担金84万円の追加をお願いしております。

さらに、第13目介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴い、職員給与費繰出金33万8,000円の増額をお願いしております。

次に、第2項児童福祉費のうち、第2目児童手当費につきましては、児童手当給付額が当初見込みを下回ることから、扶助費335万5,000円の減額をお願いしております。また、第3目保育園費では、広域入所に係る園児数が当初見込みを上回ることから、広域入所委託料583万1,000円の増額をお願いしております。

次に、第7款土木費の第4項都市計画費のうち、第2目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計における人件費の予算補正及び公共下水道整備事業費の補正等に伴いまして、公共下水道事業特別会計繰出金168万5,000円の増額をお願いしております。

また、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費では、歳入のところで申しあげましたように、国より追加配分が得られたことから、工事を前倒して実施するための工事請負費502万円、事業に必要な用地を取得するための公有財産購入費680万円の増額をお願いしております。

次に、第9款教育費の第5項社会教育費のうち、第2目公民館費では、公民館の空調に必要な燃料費が原油価格の高騰等により不足する見込みであることから、76万7,

000円の増額をお願いしております。

また、第4目文化財保存費では、藤ノ木古墳の整備のためにいただいた寄附金を藤ノ木古墳整備基金に積み立てるため、積立金3,000円の増額をお願いするものであります。

次に、第12款予備費では、今回の補正により生じました財源5,619万8,000円を予備費に保留することとしております。

続きまして繰越明許費では、JR法隆寺駅周辺整備事業における一部の工事において事業の年度内執行が困難と予想されることから、8,386万9,000円の繰越明許費の予算措置をお願いしております。

最後に、債務負担行為の補正では、(仮称)総合福社会館の建設について、平成19年度中の完成にむけ、その取組みを鋭意進めるため、14億3,500万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、議案第73号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ95万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,198万円とするものであります。

その主な内容といたしまして、まず、歳入では、第7款繰入金で、人件費に係る一般会計繰入額の補正として95万6,000円の減額をお願いするものであります。

一方、歳出では、第1款総務費で、職員人件費について、人事異動等の影響によりまして95万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第74号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,569万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,779万3,000円とするものであります。

まず、歳入では、第3款国庫支出金で4,000万円の増額補正をお願いするものであります。

第4款繰入金では、人件費及び事業費に係る一般会計繰入額の補正として168万5000円の増額をお願いするものであります。

第6款諸収入では、消費税の確定申告に伴う還付金の額の確定により、330万8,

000円の増額補正を行うものであります。

第7款町債では、国庫支出金の増額に伴い4,070万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、歳出では、第1款公共下水道費で、人件費関係及び国庫支出金の増額に伴う工事請負費の増額により8,569万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第2表地方債では、公共下水道事業の限度額を7億1,730万円への変更をお願いするものであります。

また、利率につきましては日本銀行の量的緩和政策及びゼロ金利政策の解除を実施されたことにより借入利率の上昇が予想されることから、予算に定めております起債の利率3.5%以内とあるのを4.5%以内と変更をお願いするものであります。

次に、議案第75号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ33万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,563万6,000円とするものであります。

その主な内容といたしましては、まず、歳入では、第8款繰入金で、人件費に係る一般会計繰入額の補正として33万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

一方、歳出では、第1款総務費で、職員人件費について人事異動等の影響により、33万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第76号 平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

まず、収益的収入及び支出であります。収入では第1款水道事業収益、第1項営業収益で、受託工事の増により412万9,000円の増額補正であり、支出では第1款水道事業費用、第1項営業費用で人事異動等による人件費及び受託工事費の増により431万4,000円の増額補正、第2項営業外費用で企業債の償還利子確定により92万6,000円の減額補正であります。

次に、資本的収入及び支出では、収入の第1款資本的収入、第1項企業債で2,000万円の増額補正、第3項工事負担金で下水道工事に伴う水道管支障移設工事の減により6,500万円の減額補正であり、支出の第1款資本的支出、第2項企業債償還金で企業債の償還元金確定により45万1,000円の増額補正であります。

また、日本銀行の量的緩和政策及びゼロ金利政策の解除を実施されたことにより借入利率の上昇が予想されることから、予算に定めております起債の利率3.5%以内とあるのを4.5%以内と変更をお願いするものであります。

議案第77号及び議案第78号の斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についての議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えますことから工事請負契約について議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第77号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）であります。

概要といたしましては、工事場所が稲葉西1丁目地内岩瀬橋西詰から龍田西2丁目地内西の山住宅東側までの延長約900メートルの幹線管渠を埋設する工事であります。

去る11月8日に制限付一般競争入札に付したところ、低入札調査基準価格を下回っていたことから、低入札価格調査を実施した結果、適正に履行されると認め、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

契約の相手方は、鹿島建設株式会社奈良営業所 所長九鬼隆理、契約金額は、4億8825万円であり、工期は議会議決後、平成20年6月16日までの545日間であります。

次に、議案第78号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）であります。

概要といたしましては、工事場所が稲葉西1丁目地内岩瀬橋西詰めから神南3丁目地内塩田橋西詰めまでの延長約430メートルの幹線管渠を埋設する工事であります。

この議案につきましても前議案同様、11月8日に制限付一般競争入札に付したところ、低入札調査基準価格を下回っていたことから、低入札価格調査を実施した結果、適正に履行されると認め、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

契約の相手方は、株式会社奥村組奈良営業所 所長山口慶治、契約金額は、2億5,935万円であり、工期は議会議決後、平成20年6月16日までの545日間であります。

次に、議案第79号（仮称）総合福祉会館用地の取得についてであります。

冒頭で申し上げましたように、用地買収につきましては、南側の用地を除き、北側の

用地の購入を今年度中に行うこととしております。平成18年度は斑鳩町小吉田1丁目284番1他6筆、6,762平方メートルの購入を実施するものであります。契約の相手方は、栗本邦夫氏他6名で、契約金額は2億131万8,300円であり、用地の取得についての議決をいただきました後、本契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第80号から議案第88号までの9議案につきましては、地方自治法第252条の2による協議会、同法第286条による一部事務組合及び同法第291条の2による広域連合の規約の制定及び変更について協議を行うものであり、同法第252条の2第3項、第290条及び第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第80号 奈良県後期高齢者医療広域連合の設立についてであります。

平成20年4月から施行される、後期高齢者医療制度の事務を処理する広域連合を設けるため、関係市町村の協議により規約を定めるものであります。

この広域連合は、奈良県内すべての市町村が加入することとなっており、その規約において広域連合の処理する事務、広域連合の議会及び執行機関の組織、経費の支弁方法などを規定することとしております。

次に、議案第81号 奈良県市町村会館管理組規約の変更について、議案第82号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組規約の変更について及び議案第83号 奈良県市町村職員退職手当組規約の変更についてであります。

地方自治法の一部改正に伴い、それぞれの組合の規約との条文の整理を図るため、所要の変更を行うものであります。

次に、議案第84号 王寺周辺広域市町村圏協議会規約の変更についてであります。

王寺周辺広域市町村圏内の各一部事務組合であります老人福祉施設三室園組合、西和消防組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合の議員を、地方自治法第287条第1項第5号の趣旨を踏まえ、公選により選挙された者である首長・議会議員のみで組織できるよう、各組規約の一部を変更することに伴い、王寺周辺広域市町村圏協議会の委員についても、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るといふ本協議会の目的を鑑み、各一部事務組合の議員と同様に公選により選挙された者で組織できるよう規約の変更を行うものであります。

次に、議案第85号 西和衛生試験センター組規約の変更についてであります。

地方自治法の一部改正に伴い、本規約との条文の整理を図るため、所要の変更を行う

とともに、議員定数が削減されることにより組合議会議員の定数の規定について変更を行うものであります。

次に、議案第86号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について、議案第87号 西和消防組合規約の変更について及び議案第88号 老人福祉施設三室園組合規約の変更についてであります。

地方自治法の一部改正に伴い、それぞれの組合の規約との条文の整理を図るため、所要の変更を行うとともに、地方自治法第287条第1項第5号の趣旨を踏まえ、公選により選挙された者のみで組合議会を組織することとし、議員定数が削減されることにより組合議会議員の定数の規定について変更を行うものであります。

次に、選挙第1号 斑鳩町選挙管理委員会委員補充員の選挙についてであります。

斑鳩町選挙管理委員会委員補充員がすべてなくなったことに伴い、地方自治法第182条の規定により議会に選挙をお願いするものであります。

次に、承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について）であります。

当初、龍田西污水幹線工事と神南污水幹線工事につきまして、9月議会定例会に上程し契約の議決をお願いするところでありましたが、仮契約を解除したことにより、改めて入札を執行しましたので、本定例会に上程し契約の議決をお願いするところでありす。

そのようなことから、当該工事に係る継続費につきまして9月28日付けで地方自治法第179条第1項の規定により町長専決処分をさせていただいたものであり、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

内容といたしましては、両工事ともに総額を変えずに、年度の延長及び年割額の変更をするもので、龍田西污水幹線工事は総額8億円で、平成18年度4,000万円、平成19年度5億2,000万円、平成20年度2億4,000万円に、神南污水幹線工事は総額4億円で、平成18年度2,000万円、平成19年度2億6,000万円、平成20年度1億2,000万円に予算補正をお願いするものであります。

次に、承認第9号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について）であります。

住民基本台帳の閲覧の根拠となる住民基本台帳法の一部改正の法律が平成18年6月15日に公布、11月1日から施行されたことに伴い、斑鳩町手数料条例における住民

基本台帳の閲覧手数料の規定について、その一部を改正する必要があることから、斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について10月31日付けで地方自治法第179条第1項の規定により町長専決処分をさせていただいたものであり、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、同意第6号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてであります。

現委員の中永良孝氏の任期が平成18年12月22日をもって満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決又はご承認いただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 午後1時まで休憩いたします。

（午前11時50分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、先ほど町長から総括提案説明を受けましたので日程38、承認第8号、日程39、承認第9号、日程40、同意第6号を除く町長提案の31議案については、会議規則第39条第2項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程7、議案第59号 斑鳩町の副町長の定数を定める条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第59号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第59号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8、議案第60号 法隆寺駅南北自由通路設置条例についてを議題とし総括質疑をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） まず、先ほどの町長の議案提案説明の中にもありましたとおり、この自由通路につきましては、19年3月から供用開始する予定となっており、工事も着実に進んでいるようにもお伺いいたしております。また、その中で、先ほどの都市基盤整備特別委員長の報告の中では、11月6日の委員会ではまだその案が策定中だと。私は、色々な事情があって策定中で、委員会に相談も出来ない状態だったと、そのように認識しておるんですが、この設置条例について、なぜ11月6日に特別委員会が開催された時にも案として提示出来なかったのか、その点について担当の方から答弁をお願いしたい、このように思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今回の自由通路の設置条例につきまして、都市基盤の委員会に対して案を提示出来なかったということでございますけれども、この件につきましては、その詳細について調整を図る、また他町村の実例等を調査をいたしてございまして、それで遅れたということでございます。まことに申しわけなかったと、このように思っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） これは協定書に基づいてのことだと思うんですが、自由通路については色々、設置というんですか、どのようにこれを認定していくかと。例えば、町道認定という形で自由通路部分を管理していく、そういう手法もあるように聞いております。現実には、郡山市にある同じJRの関西線の橋上駅の自由通路は、市道認定という形で管理されている。

そして、聞くところによりますと、これは斑鳩町の法隆寺駅については、公の施設というんですかね、公の施設ということで、施設としての設置で管理をしていく、そういうことで色々議論されてたかに思うんですが、それは協定書を結んだ段階で既に早くから決まっているというんですか、協議がなされていて、11月6日の特別委員会に私は案は出せたんじゃないかな。

だけど、そのことについてはもうとやかく言いません。今からでも間に合いますのでそのことにはもう触れていかないんですが、そうしたところで、これは施設としての管理をしていくためにこういう条例になったということですが、町道認定という形で道路

法に基づく管理の仕方もありますが、そのことについてなぜそれが出来なかったのか、その点もお答え願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 議員ご指摘のように、自由通路については町道認定をするという方法もございます。そうした中で、この斑鳩町の法隆寺駅の自由通路設置に当たってJR側と協議をする中で、JRの敷地を拝借を、使用をさせていただくという中で、JRとしては認定は避けてほしいという要請がございまして、16年の協定を交わさせていただく中で、覚書の中で町道認定をしていかないという確認をする中で利用を進めさせていただいているということでございますので、今回は公の施設ということで施設の管理について定めるということにさせていただいたということでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 総括質疑でもありますし、私はこの条例の必要性、それと今回提案されております中身についても、色々な事情もあるということもわかっておりますので、ただこの条例と、それから道路認定される時の違いが、私は少し不安なんです。これで設置されるということに対しては私は何ら異存ないという、前もってそういうことを言うのはどうかと思いますが、といいますのは、3条から後は占用の許可ですので占用の範囲というんですか、町道認定でしたら、地番、何番地から何番地までという区域というものがきちっと決まっています。それで、これは施設ですから、この物だということをやったので、このような、興留9丁目地内ということで、それで固有名詞を頭に入れて、法隆寺駅の南北の自由通路ということで条例も制定していこうとされているんですが、その占用していく時にどっからどこまでということが将来必要となってくるんじゃないかな。それは、何も条例でうたう必要もないと私は今の段階では思っていますが、今後このように占用していく場所、区域が明白になるようなものを補てん、補完していく、条例の上じゃなくてほかのものでやっていく必要があるんじゃないかなということも思っております。そのことに対して、何か今の段階で考えておられるのか、また将来そういうことが必要だと担当の方でも思っておられるのか、その点お聞きしておきたいと、このように思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今回のこの施設につきましては、駅舎と自由通路一体的になっておりますので、JRとの管理協定の中で、施設そのものについては、自由通路

部分について明確にしていくということにいたしております。階段、エレベーターの入り口の部分については歩道と一体的な形になっておりますので、その部分については、歩道と自由通路になる部分と明確化するために御影石でその辺のところをわかるような形での整理で今現在進めているということでもあります。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 現場で、ここからが施設であるということは、普通の箱物というたらあれですが、ちゃんと門もあって、ここからが、公民館でも、中央公民館ここからここまでということは一般の方にもわかります。これはあくまでも自由通路ですから、どっからどこまでの範囲というのは必ずしも明らかでないと思いますので、将来いろんな、占用許可等の時に、出す時に、行き違えというんですか、考え方の違いというようなことがあってトラブルのないようにやっていってもらえることをお願いして、私の質問終わっておきます。

○議長（中川靖広君） ほかにありませんか。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） さきの質問者の方がお聞きになったので、私の中で一定の通路としての考え方については整理が出来ているんですが、あとは、この条例の中で公の施設ということでやっていくということなんですが、ただ私気になるのは、昇降機の関係なんですが、バリアフリーを図ろうということで、自由通路にかかわって昇降機の設置をしていると思うんですが、公の施設の位置付けの中で昇降機のことについてはどのように考えればいいのか。この条例の中には、一切昇降機関係については触れられておりませんので、それをどのように考えればいいのかというふうにちょっとこの条例を見た時に思いましたので、そのとらえ方についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 昇降機関係の管理なんですけれども、JR側とこの維持管理協定書を交わさせていただいて明確化していると。そしてまた、時間帯とかその辺の詳細、保安関係、運転時間等については、またJR側、これは王寺の駅長になろうかと思っておりますけれども、覚書等交わさせていただく中で管理について徹底をしていきたい、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 庁舎、建物の中にあるエレベーターとかでしたら、町に用事があったらこられた方ということで職員のおるような状況の中ですが、本当に最近エスカ

レーターやエレベーターによる事故とか故障とかこういったものがある中で、公の施設としての管理については私もちょっと心配をしているところですので、その辺についてはきちっと整理の方をしていただけるようお願いをしておきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（中川靖広君） ほかにありませんか。これをもって議案第60号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第60号は、都市基盤整備特別委員会に付託いたします。

続いて、日程9、議案第61号 審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 議案第61号で、特に「斑鳩町の附属機関設置条例の一部を次のように改正する」という関係の別表中、「斑鳩町旅館建築審査会」と「斑鳩町営住宅入居者選考委員会」を「斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会」に変えるというふうに言っているんですけども、全く意味が通じないのと違うかなあと。この条文、こういう関係というのは、新旧対照表、あるいは趣旨説明の関係で見ると限りにおいて大体わかるんですけども、この表の関係では全然それがわからないというふうに思うんです。特に、この場合に、斑鳩町旅館建築審査会と遊技場建築審査会を統合して、そして2番目に書いているように、斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会に改めるということであるというふうに思うんです。とすると、そういうふうに考えなければならないのに、斑鳩町営住宅入居者の選考会が何かここに含まれているような印象を与えてしまうという条文になっているように私は思うんです。

ですから、特にここの関係では、旅館の関係と遊技場の関係を統合するという一つの考え方と、それから町営住宅の関係の入居者選考会の関係については、これを廃止をするという考え方ということになっているわけですね。そして、その次の関係については単にこれは名称を変更するだけという関係のものであるはずなんです。ところが、そのことを明確にしているのかというと、必ずしもそうではないと。もしもこうであるとするならば、建築審査会の関係と遊技場の審査会の関係を統合するという関係でこういう名前を変えられたという関係が別表の中で明らかでないというふうに思うんです。そして、町営住宅の関係と結びつけているという関係の言い方は、極めて誤解を与えるし適

切ではないんじゃないかというように私は思うんです。

そうしたことで指摘をしてきているんですけども、そういうことのために、色々と、次にあります新旧の対照表、あるいは趣旨説明の関係を見ても、今日も差し替えが行われているから、ほぼわかってはきたんですけども、どうしてもこの関係をそのままにしとくということについては理解が出来ないというように私は思うんです。

そういう意味で、果たしてこれでいいんかどうか。こういうふうに読み替えていきましたと、何か旅館の審査会と町営住宅の入居者選考会とを一つのものにしてしまって読み替えてきているというふうな感じになってしまう。こういう条例の条文のつくり方というのが一体本当にわかりやすいものになっているんかどうかということ、疑問が残るといふふうに思いますので、その点についてなぜこうなるのかということについて実はお尋ねをしたいというふうに思うんです。

特に私どもが審議をしている過程において配られている、審議会等で廃止をするものあるいは統合するものということで資料をくれました。そういうことがわかりやすい状態としてここに出てくるんだというふうに思ったんですけども、そういうふうになっていないということについてなぜそうなるのかということについてお尋ねをしておきたいと思うんです。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 確かにおっしゃいますように、この条例の内容だけを、改正内容だけ見れば、明白にわかるということになれば、少し疑問があるということになれば、我々もいささかそういったことは思うことはあるんですけども、ただこういう条例改正につきましては別表改正ということでございますので、これにつきましては、議員もご存じのように、斑鳩町では公文例の規定というものがございます。それに基づきまして我々はこういった条例改正等法令の改正をさせていただいておるものでございまして、そうした中で見てみますと、今までもそのような取り扱いの中できかせていただいたものでございまして、斑鳩町旅館建築審査会、それと斑鳩町営住宅入居者選考委員会等々これにつきましては町長の機関としてそういった諸々の附属機関がありますよといった中で、そういった中で、それらの中で、斑鳩町営住宅入居者選考委員会につきましては廃止により抹消するという事の中で、これをなくしまして、それとあわせて、遊技場の建築の審査会というものを斑鳩町旅館建築審査会と統合するという事の中で、それにそれを変えさせていただいたというような中での別表改正ということになってお

りますので、これだけ見ればちょっとわかりにくいかと思いますが、そういったことで補完する意味で新旧対照表、また新たに要旨の中でそういった補完説明をさせていただいてございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） いろんな理屈を立てておいでになるようですがね、私は趣旨説明なり新旧対照表を見て、なおかつわからないというふうなことから指摘も実はしてきました。そのことについては当局も認めたんだろうと思う。だからこそ、今日差し替えという手続がとられたんだというふうには私は思うんです。

ところが、この別表をそのままに生かしておくということについて、肝心かなめの条例そのものが全然わかりにくいと。それは今も言っているとおりなんです。特に旅館建築審査会の関係と町営住宅入居者選考の関係というのは、本当はもっと切り離すべきなんです。

そして、同じように、斑鳩町の心身障害者の関係と、名前を変えて、特別支援教育云々というふうに変えてますけど、大体そういうことにするんなら、一番上の関係についても、旅館建築審査会と遊技場建築審査会の関係を統合してこういう名前に変えますという関係の一つになって、そして町営住宅の関係については廃止をするという関係については明確なんです。それがそういうことなしになってしまう。しかも、ここでは遊技場の関係については全然出てこない状況になってくる。そうすると、いわゆるこの関係では、審議会の附属機関というふうに言っているんですけども、ほかの関係、実は63号の関係に関連する問題がありますのでちょっと省略をしますけども、そこでまた言いますが、どうもそのところが混同していると。

設置の関係については、審議会の設置、あるいは統廃合の関係については、結局二通りの関係を使い分けをしているわけですね。附属機関に関するものと、それから行政機関、いわゆる要綱などで定めている関係のものがあると。要綱などで定めている関係については、この表には全然出てこない関係なんです。当局が勝手に付けたり削ったりしているという関係になってきているという関係が私は出ていると思うんです。

したがって、この関係については、どうしてもこだわっているという関係について、いわゆるそれは、町側は条例の制定ということについては絶対こだわりを持つ。ところが、説明その他の関係についてそのこだわりを理解するためにということでは、いわゆる訂正をしてくるという関係というのが、いわゆる一旦出した条例については本当に変えな

い、面子にこだわっているんだというふうに私は思う。そして、そういう内容のものが本当に住民に理解出来る内容になっているかということ、そうではないということを指摘をしても全く聞き入れようとしない姿勢がここにあるのではないかというふうに思うんです。

したがって、私は、このことについて理解をせいという答弁ではありますけれども、理解をすることは出来ません。したがって、ここらの関係については、予定をされているんですけども、後で議長は議会運営委員会の付託事案として扱うということになっているようでありますので、私はその場所において実は審議をしていく以外に仕方がなからうというふうに思いますので、この場所における総括質疑は終わっておきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。これをもって議案第61号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第61号は、議会運営委員会に付託いたします。

続いて、日程10、議案第62号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第62号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第63号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。2番、松田議員。

○2番（松田 正君） この関係についても、先ほど61号でも申し上げているんですけども、実は別表の改正になっているんです。確かにこういう表現の仕方もあるかというふうには思うんですけども、廃止をされているのはかなりあるわけですね。ところが、廃止をしている項目というのは、別表のとおり改正するということですが、改正内容だけが書かれていて52項目になっています、審議会の数。ところが、現実には56ですか57ですか、あったはずなんです。どれとどれを削ったんかなということが余りわかりにくいというふうに思うので、出来れば、私は余り簡素化という関係も、大事かとは思いますが、やっぱり内容をわかるようにする必要があるのではないかと。

したがって、次の事項云々という関係については、その前段として、これこれの審議

会などについては廃止をする、そして次のとおり改めるという関係にして、廃止の内容というのを明らかにすることによって、住民がより、いわゆる支出の関係についても明確にするということに理解をしていただく方向にもなるのではないかというように思うし、なおかつ条例というものは誰が見てもわかりやすいものにする必要があるというふうに思うんです。そういう意味では、必ずしもそうではないということで、新旧対照表を見て比較をしてみてもなかなかわかりにくいという関係になっているように私は思うんです。

だから、そういう意味からいきますと、色々今日までこの審議会の内容について見直し、あるいは報酬を出来るだけ費用の支出というものを抑えていくという関係での議会などの審議をしている状況というもの、努力というものが全然反映されてこないということになるのではないかというふうに私は思うんです。そういった意味合いから、この内容については極めて不十分であるというふうに指摘をせざるを得ません。

この項目こそは、先ほど言いましたように、いわゆる付託先が決まっているようでもありますので、そここのところの委員でもありますから、そういう場面で論議をしたい、こういうふうに私は思うんです。したがって、これ以上の質問はしていきませんがけれどもそういった関係があるのではないかということについて指摘をしておきたい。もしお答えがあるようならお答えを聞いた上でさらに検討を進めたいと、こう思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいまおっしゃっていただきましたのは、議案第61号と同様で、我々といたしましては法令の改正につきましては、先ほど申しましたスタイルでやらせていただいたということでございまして、それを補完する意味で、わかりやすいように要旨の中で、そういった関係については、統合するとかそういったものについて入れさせていただいた中でわかりやすくさせていただいたということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） ほかにございせんか。これをもって議案第63号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第63号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12、議案第64号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第64号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第64号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13、議案第65号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第65号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第65号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14、議案第66号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） この間に特別職の給与カットは議会と共にされてきて、当分の間ということの付則の中で行ってきた時には、余り私自身も気にかからなかったんですが、今回このような形で出てきたことで、もちろん特別職の報酬審議会の答申について私はあえてどうこう言うつもりはないんですが、ただこの条例の中にございます教育長の給与57万円という金額なんです、一般職の最高号級の方に、もしも部長とかの管理職手当がついた場合、この教育長の給与57万円を超えるというようなことがないのかどうか、その点について少しお聞きしておきたいなというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいまおっしゃっていただくことについては、我々としてはそういう報酬の検討をする中にも当然そういった念頭に入れた中でしておりますし、また報酬等審議会の中では、教育長の関係についてはないですけども、それらに関係した中で話をさせていただいておる関係もありまして、それについては、ご心配いただくような、引つくとか逆になるとかというものはございません、間があいておりますので。金額がなんぼということはちょっと今資料ございませんけども、そういった状況になっておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、金額はまだちょっとご説明出来ないというような状況だったのでそれは結構ですが、常勤の特別職ということで、一般職と逆転するというようなことのないようにやっぱり考えていただかないと、ちょっと体制の中ではおかしいことになるのかなというふうに私自身は考えましたので、そこが十分検討されているとい

うことであれば結構でございますが。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 金額で、4月現在の、約52万ほどでございますけども、教育長さんにつきましては57万ということで、5万の差があいておるということでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、金額言っていただきましたが、最高号級の金額プラス管理職のそういった手当がついてそれでその金額であるということであるのなら、それで結構かと思っております。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。これをもって議案第66号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第66号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15、議案第67号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第67号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程16、議案第68号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第68号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第68号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程17、議案第69号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 私、多分付託されるであろう厚生常任委員会の委員ですが、私、今まで自分の常任委員会に付託される案件については総括質疑というのは出来るだけ避けてきたんですが、この件につきましては、ここにお座りの議員皆さんにもかかわりますし、今、数多く国保の世帯がふえてきている中で重要な問題であるということで大変申しわけございませんが、総括的な質疑ということでさせていただきたいと思っております。

税制改正の中で、退職なさった皆さん方が、自分がこれまで入っていた健康保険を退職と共に資格をなくされました後、国民健康保険に入らざるを得ないという状況の中で今ふえてきている。さらに、団塊の世代の皆さん方が退職をなさると、さらに国民健康保険の世帯がふえてくるだろう。今に、ほかの保険と国民健康保険の加入の世帯が逆転してくるだろうというふうな心配をしているということをもまず申し上げた上で質疑をさせていただきたいと思います。

税制改正が行われた後、既に国民健康保険税というのは値上がりをしているわけだと思います。その上に、まだこれ経過措置ですので、そのまままた引き続いて値上げというふうになっていくというふうに思っているんですが、まず税制改正に伴って全体的に負担増が斑鳩町としてはどうなったのか、そして19年度においてはどうなるのかということですね、それについてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 動向的にどないなるかというのは、その辺のところにつきましては、ちょっと数字的なやつ今持ち合わせないんで申しわけないんですけども、当然税制改正によりまして課税となる対象額、要は従来ありました老年者の控除等がなくなっただけで、その国保税の課税となる対象額というのは当然拡大されている状況になっているということは、間違いないことであろうというように我々としては認識しております。

斑鳩町の関係がどないなっているかというのは、後でちょっと、また委員会でもお答えをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 私、総括質疑ですので、細かい数字について別にお聞きしようというふうには思ってなかったんですが、大枠で全体ととらえても、この間の税制改正の中で大幅な負担増になってしまっている状況の年金生活者というのがたくさんいらっしゃるということは事実であるということをも斑鳩町はつかんでくれているかどうか。そしてさらに、経過措置もありますが、経過措置の中でまたさらに値上げとなる。その今まさにそういうふう動いている状況であるということと、それと国民健康保険がスタートした時というのは、自営業者などの現役世代の人が、保険加入者の構成割合、7割ぐらいがそういう現役世代の人がおって、あと失業者とか色々、3割の方が大きな収入がないというような方だったと。けれども、現在の国民健康保険というのはどうでし

ようか。現役世代の人は一体何割ぐらいいてるのか。もう定年を迎えられて職がないという方が、構成の割合の中で50%を超えている状況になると私は思っているんですね。

担当とされては、そういうふう国民健康保険の構造が変わってきている。しかも、その間に国庫負担金が減ってきているということについてご認識は持っていたいていと思うんですが、その辺の動きの中で今回の値上げということについては、ただ単に安易に累積赤字を減らすというふうな考え方で、しかも後期高齢者の健康保険制度などの立ち上げによって新たにそういう制度もつくられてくる中で、今なぜあえてここで出してこられたのかということについて、町の考え方を総括的にこの場をおかりしてお聞きしておきたいということを思っております。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この提出をさせていただいております部分で、要旨にも挙げさせていただいておりますところですが、平成8年度に改正を行った後におきまして、本年のところまで税率等につきまして見直し等を行ってきておらない状況でございます。それによりまして、議員もご承知をいただいておりますように、この国保特別会計の累積の赤字というのが、17年度末におきまして約3億5,000万ほどになっているような状況になっております。

そういうことで、当然16、17年度におきまして斑鳩町の国保事業におきます決算におきまして、監査の観点から色々ご指摘をいただいたところでもございます。そういうことも考える中で、19年度におきまして税制の改正をさせていただき今回のような形での上程をさせていただいているということでございます。

確かに、国庫の関係につきましても、7%か8%ほどだったと思うんですけれども削減がされてきた状況で、それらを補てんするような形で国保税の方への転嫁というようなことも言われているところでもございます。

そういうところで、今、言われてますように、先ほど老年者控除と申し上げましたけれども、年金の控除等の縮減で課税となる部分その分拡大されてきたという状況で、国保税の改正には伴わないんですけれども、当然そういう形での方々の課税の負担が高くなってきたというような状況にもなっているところです。

こういう状況の中で、斑鳩町として国保財政のそういう関係を考えていく中で、我々として税制改正をし被保険者の方々にご負担をいただくというようなところも、ちょっと時期的にもまずい、まずい言うたらおかしいんですけれども、時期的にも、そういう税

制改正を前年にやられて負担増という、被保険者の方々に対して持つておられるところにこういう税制改正をやっていくという時期的なものもちょっとあったかなというようなことは思っておるんですけども、ただそれを言ってますと、国保特会というのが、今申しあげましたように、17年度末の累積赤字が約3億5,000万というような状況そしてまた構造的な赤字を生んでいく税体系にもなっておりますことから、今回こういう形での上程をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 私は、総括質疑ですので、そういう方向の中で私自身は疑問を感じているということで、問題点として私は持っているということで、また委員会の中でその点については深めて色々と審議をさせていただきたいというふうに考えているということを申しあげておきます。

さらに、国民健康保険の運協の方から答申が出ましたところにある付帯意見ですね、この付帯意見の4つ目には、「一定のルールを踏まえる中で他の財源の投入も視野に入れた運営について検討をすること」というふうにあるんですが、これについては町としてどのようなお考えを持つておられるのか、これも総括的にお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） そういう付帯意見の中でそういったことは書いておりますのは、一般会計からの繰り入れのことだと思いますけども、一定のルールの分については一般会計から特別会計へ繰り出しをし、繰り入れされる中で運営していただいておりますけども、今回の税率の改正の中に書いておりますことについては、ある意味では、政治的判断としてある程度の一定のものについては考慮しなければならんことも出てくるかもわかりませんが、やはり受益者負担といえますか、国保の加入者が住民すべてであればそれは問題ないんですけども、税で補てんすることには問題ないんですけども、そうでない中で軽々にそういったことにすることについてはやはりいささか問題も残る中で、十分に検討した中で一定の判断の中で考えていかなければならんと考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） その件についてもまた委員会の中で深めたいと思いますが、実は昨日の9時からNHKで国保税のことを取り上げた番組をやっていたと思います。

ご覧になっていたかどうかわかりませんが、厚生労働省の課長補佐がえらいことを言うてるなどと思って私はちょっと気になってました。その件についてもあわせて、やっぱり国の立場と市町村の立場、こういう違いというものを大きく私は感じておりますので、さらに委員会の中でその件について深めていきたいというふうに考えておりますので、また委員会の時には答弁の方よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 僕は、この国保税の関係の値上げについて言われていて、趣旨の関係も、言われて書かれていることと、総括提案をされている町長が言われていることと同じことを言っているなどというふうに思うんです。そこで、特に今回のいわゆる率の改定が、これがここで言われているように、当面単年度において赤字額を現在以上にふえないようにするための改定なんじゃというふうに言われていることについて、本当にこれ以上ふやさないというために、この率を上げることによってふやさないということが多少出来るんやという確信を持ってこの税率改正を提案されているんかどうかということと、先ほどお聞きをしたいということと、先ほども言われていますように、また我々が承知をしているように、答申の関係で、いわゆる改定だけでは、国保税だけではとてもじゃないけども累積赤字などを解消することは出来ないんだと、だから他に財源を求め等々の措置が必要であるということも答申でも言っています。

この税率改正の関係についても、答申の内容と同じことを踏襲したんだというふうに思うんですけども、現在でも国保会計については、約2億円弱の一般会計からの繰り出しが行われているわけですね。さらに、今後、先ほどもより慎重に考えていくというふうに言われるんですけども、現在の国保会計への一般会計からの繰り入れについてだけでは、今までのように累積されていくことは間違いないというふうに思うんですね。そうすると、精一杯、住民の皆さんに負担をかけるということであるから町も出来るだけ努力をしていくんだということであるならば、4項を生かしていくしか今なかるう、今の現在ではないと思うんですね、町が出来る方法というのは。そうすると、今現在繰り入れをしている関係よりも、より一層基金への繰り入れの関係というものは本当に考えるということの気があるんかどうか、ここが一番大事なところだと思うんです。だから住民も協力してくれ、そして町も税源の関係について来るように努力する、そしてこれ以上に負担をかけることのないようにやっていきたいんだという関係での決意の表明が

ないと、なかなか今日の状況の中では協力しにくい、非常に不満が高まってくる、ここに心配されているような状態というのは、私は目に見えて明らかだろうと思うんです。

だから、そういう意味での認識というのは一致をしているように思うんですけども、本当に一般会計からも繰り入れるという関係についてふやしていくんやと、そしてこれで出来るだけ抑えていくという決意をやっぱり示さないといかんのじゃないか。そういう説明責任というものが住民に対して求められているのではないかと。そういう関係があるとすれば、その決意なり気持ちなりをお聞きをした上でこの問題について私は判断することが出来るんだろうと思うんです。それがなしに、今言われているように、当面赤字が出ないように、これ以上ふえんように改正したんやろう。ところが、それについて保証がなければ何もないということでは、今日的に時期としては余りよくないんでないかなという感じもしますんで、その辺についてはきちっとした町側の姿勢というものを聞かせておいてほしいと、こう思います。

以上です。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、松田議員がご指摘のように、この関係は、まさに平成8年に応能応益を50%、50%ということで、何とか努力をしていこうということで議員の皆様方にご理解を示していただいたと。ただ、平成7年の5月の臨時議会に、専決処分として最高額の関係等について、議会の皆様方から同意を得られなかったということでございましたから、そういう中で平成8年にかけて、とにかく応能応益50%ずつに何とかならないかということで、議会共々力を合わせてきたわけでございますし、その後ずっとこういう形で来ておった中で、年々やっぱり赤字がふえてまいる。一般会計からの導入もございますし、そういう中で平成17年ぐらいから国民健康保険の審議会等の中でもこういうことを指摘され、あるいは監査委員からも指摘をされてまいりました。まさに、今、一番悪い時期でございますけれども、我々としてはやっぱりこの関係等については、出来るだけその値上げ率を抑えていく、その中で出来るだけ努力をしてやはりやっぺいこうという姿勢の中で、審議会等に諮問をし答申をいただいたという中で、我々としてもそういう決意を示しながら、出来るだけそういう関係等については、町民の方々にも大変ご心配をかけますけれども、我々としては最大限努力をしながらそういう形を示していこうということで、今回そういう決意になっておるわけでございます。

そういう点について、議員皆様方から大変ご心配をいただいている関係等について、

我々としては最大限努力をしてみたいという決意でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 今のことが現実はどうあらわれるかということについて期待を持ちながら、付託先の委員会での審議の様様を注目したいと、こう思ひます。

○議長（中川靖広君） ほかにありませんか。これをもって議案第69号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第69号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程18、議案第70号 斑鳩町学校施設整備計画審議会設置条例を廃止する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第70号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第70号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程19、議案第71号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第71号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程20、議案第72号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第72号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第72号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程21、議案第73号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第73号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程22、議案第74号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) これをもって議案第74号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第74号は、建設水道常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程23、議案第75号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) これをもって議案第75号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第75号は、厚生常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程24、議案第76号 平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) これをもって議案第76号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第76号は、建設水道常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程25、議案第77号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) これをもって議案第77号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第77号は、建設水道常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程26、議案第78号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) これをもって議案第78号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第78号は、建設水道常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程27、議案第79号 (仮称)総合福祉会館用地の取得についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) これをもって議案第79号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第79号は、厚生常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程28、議案第80号 奈良県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) これをもって議案第80号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第80号は、厚生常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程29、議案第81号 奈良県市町村会館管理組合規約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) これをもって議案第81号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第81号は、総務常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程30、議案第82号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) これをもって議案第82号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第82号は、総務常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程31、議案第83号 奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) これをもって議案第83号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第83号は、総務常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程32、議案第84号 王寺周辺広域市町村圏協議会規約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) これをもって議案第84号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第84号は、総務常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程33、議案第85号 西和衛生試験センター組合規約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) これをもって議案第85号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第85号は、厚生常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程34、議案第86号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) これをもって議案第86号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第86号は、厚生常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程35、議案第87号 西和消防組合理約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) これをもって議案第87号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第87号は、総務常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程36、議案第88号 老人福祉施設三室園組合理約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) これをもって議案第88号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第88号は、厚生常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程37、選挙第1号 斑鳩町選挙管理委員会委員補充員の選挙についてを議題とし、これより選挙を行います。

選挙の方法は、投票による選挙と指名推選による場合があります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりしたいと思いますが、これにご意義ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名資格当選人を決定することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議長において指名いたします。

第1位村田淑子氏、第2位遠山寛氏、第3位扇純子氏、第4位和田邦明氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の方を、選挙管理委員会委員補充員の当選人として、かつ指名した順位によることを決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって選挙管理委員会委員補充員には、第1位村田淑子氏、第2位遠山寛氏、第3位扇純子氏、第4位和田邦明氏と決定いたしました。

続いて、日程38、承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって承認第8号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田上下水道部長。

○上下水道部長(池田善紀君) それでは、承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号))につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読をいたします。

承認第8号

町長専決処分について承認を求めることについて  
(平成18年度斑鳩町公共下水道事業  
特別会計補正予算(第1号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成18年12月4日提出

斑鳩町長 小城利重

次に、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第8号

専決処分書

平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成18年9月28日

斑鳩町長 小城利重

本補正予算につきましては、当初、龍田西污水幹線工事と神南污水幹線工事につきまして、9月議会定例会に上程し契約の議決をお願いするところでしたが、仮契約を解除したことによりまして改めて入札執行し、本定例会に上程をさせていただき、契約の議決をお願いをしているところでございます。

このようなことから、当該工事に係ります継続費につきまして、事業費総額を変えずに年度割及び年度割額の変更につきまして、9月28日付で地方自治法第179条第1項の規定により町長専決処分をさせていただいたもので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるところでございます。

内容といたしましては、両工事共に総額を変えずに、先ほど申しあげましたように、年度割及び年度割額の変更を行うもので、龍田西污水幹線工事は、総額8億円で、平成18年度4,000万円、平成19年度5億2,000万円、平成20年度2億4,000万円に、神南污水幹線工事は、総額4億円で、平成18年度2,000万円、平成19年度2億6,000万円、平成20年度1億2,000万円に予算補正をお願いするものでございます。

以上でご説明とさせていただきますけども、何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げまして、私からのご説明とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について）は、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程39、承認第9号 町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって承認第9号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。中井住民生活部長。

○住民生活部長(中井克巳君) それでは、承認第9号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例)につきまして、私の方からご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第9号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成18年12月4日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第9号

専決処分書

斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成18年10月31日

斑鳩町長 小城利重

それでは、議案書の最後のページでございます要旨をもちましてご説明とさせていただきます。

斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例(要旨)

住民基本台帳の閲覧については、住民基本台帳法の一部改正に伴い、平成18年11月1日から国または地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行のため閲覧する場合と、一定の公益性が高い活動を行うために、個人または法人が申し出により閲覧する場合に限定され、個人情報保護に十分留意した制度として再構築されたもので、公益性の高い活動等を行うための閲覧の申し出については、閲覧にかかる手続等がより厳格なものとして整備されたものであります。なお、このうち閲覧手数料については、斑鳩町手数料条例で規定しており、手数料を徴する閲覧の根拠となる法令の改正に伴い、条文の整理を行うものであります。よって斑鳩町手数料条例別表14住民基本台帳閲覧手数料の項中「第11条第1項」を「第11条の2第1項」に改正をするものでございます。

以上、簡単でございますがご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 要旨を読んでも余りよく私はわかりにくかったんですが、この条文の整理ということについては認識をしているわけなんですけど、ただこの閲覧について、手続等がより厳格なものとして整備されたということなんですけど、私たちめったに閲覧なんてないのかなと思ってたんですが、閲覧の件数というんですか、そういうものが斑鳩町ではどの程度閲覧ということがあるのか、行われているのかということについて、今、ふっとちょっと疑問に思いましたので、閲覧の状況、そしてまた件数などわかりましたら教えていただきたいなと思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 17年度だけでちょっとお答えをさせていただきたいと思います。私の記憶しています中では、17年度中にそういう申請もしくは閲覧がされたということは、ゼロということでご理解いただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 承知をいたしました。以前にも、閲覧の中でちょっといろいろな事件があったということもありましたので。

この際ですので、もう1つお聞きしたいのが、この間三田市で住基ネットのカードの不正受給を受けて、全然全く別人の方がカード受給を受けたということで、そういう事件があったということなんですけど、住民基本台帳の閲覧もそうですが、そもそもこのカ

ード発行について、閲覧も厳重にと言うてくれてはんねんけど、カード発行についても厳重にはしていただいていると思いますけれども、そんな事件があったというたらちょっとびっくりしますので、当町でどういうふうに管理をしていただいているのか、事務の流れの中で間違いなくやっていただいているとは思いますが、その点どういう状況かお聞かせいただいております、この際ですのでお聞きしときたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 当然従来も取り組んできておりますし、今後もそういう形で取り組むことにしておるわけですが、一応申請をされる場合につきましては、当然本人に間違いはないかどうかということの確認の徹底というのを、担当の窓口の方でそういう徹底をさせていただいております。本人確認をさせていただく場合につきましては、保険証なり免許証等の写真添付等がしてあって、それらで本人であるということが確認出来る状況のものを提示をしていただいでそれで確認をさせていただいて、カード等の発行をさせていただいているということでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 住基ネットの関係については、ちょっとちょっとそういう事件が起こっているということもございます。専決処分されておりますこの議案の趣旨のとおり、厳正に斑鳩町としても今後行っていっていただきたいということをお願いしておきます。

○議長（中川靖広君） ほかにございせんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、原案どおり承認することにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第9号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について）は、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程40、同意第6号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって同意第6号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、同意第6号についてご説明申し上げます。

現委員の中永良孝氏の任期が、この12月22日付をもちまして満了することから、引き続き同氏を選任いたしたく同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

同意第6号

斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の  
選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

平成18年12月4日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町幸前1丁目1番44号

氏 名 中永良孝

生年月日 昭和13年5月24日

なお、同氏の経歴につきましては、次のページに略歴として添付いたしておりますが、朗読は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致をもってご同意を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。同意第6号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって同意第6号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程41、陳情第5号 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求める陳情書についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第5号は、厚生常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明5日、6日は休会、7日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午後2時16分 散会)